

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(6号及び7号原子炉施設の変更)の記載の誤りについて

2019年2月21日
東京電力ホールディングス株式会社

1. 概要

「柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書(6号及び7号原子炉施設の変更)本文及び添付書類の一部補正について(原管発官29第59号)について」の記載に一部誤りがあることが確認された。

2. 正誤表

申請書該当箇所	< 誤 >	< 正 >
別紙2(本文)の一部補正 6頁 9行目～14行目	<p>発電用原子炉施設のうち,主要な施設である原子炉建屋及びタービン建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)とする。敷地の整地面は,標高12mとする。</p> <p>また,取水施設のうち原子炉補機冷却系の海水ポンプについては,標高10m高さのコンクリート躯体に囲われた海水ピットポンプ室に設置する。</p>	<p>発電用原子炉施設のうち,主要な施設である原子炉建屋及びタービン建屋は,鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)とする。敷地の整地面は,標高12mとする。</p>
別紙2(本文)の一部補正 160頁 11行目～13行目	<p>(3)固体廃棄物の廃棄設備の記述のうち,「冷却材浄化系沈降分離槽」を「冷却材浄化系沈降粉末樹脂分離槽」とし,「遮へい」を「遮蔽」とする。</p>	<p>(3)固体廃棄物の廃棄設備の記述のうち,「冷却材浄化系沈降分離槽」を「冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽」とし,「遮へい」を「遮蔽」とする。</p>
別紙2(本文)の一部補正 244頁 9行目～14行目	<p>()復水貯蔵槽</p> <p>本貯蔵槽には,通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心注水系,原子炉隔離時冷却系,高圧代替注水系及び低圧代替注水系による原子炉への注入水,燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注入水,並びに代替格納容器スプレイ冷却系及び格納容器下部注水系による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</p>	<p>()復水貯蔵槽</p> <p>本貯蔵槽には,通常運転中の原子炉冷却系統への補給水,高圧炉心注水系,原子炉隔離時冷却系,高圧代替注水系及び低圧代替注水系による原子炉への注入水,並びに代替格納容器スプレイ冷却系及び格納容器下部注水系による原子炉格納容器への注入水を貯留する。</p>
添付書類八の一部補正 8-6-113頁 13行目～14行目	<p>f. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計(6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 2(予備1)</p>	<p>f. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計(6号及び7号炉共用)</p> <p>個数 3(予備1)</p>

以上

原管発官 29 第 59 号

平成 29 年 6 月 16 日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書

(6 号及び 7 号原子炉施設の変更)

本文及び添付書類の一部補正について

平成 25 年 9 月 27 日付け, 原管発官 25 第 192 号をもって申請しました当社,
柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号原子炉施設の
変更) の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書 (6 号及び 7 号原子炉施設
の変更) の本文及び添付書類を, 別添のとおり補正する。

別添

申請書の一部補正

別紙 1（設置変更許可の経緯）の一部補正

別紙 2（本文）の一部補正

別紙 3（工事計画）の一部補正

申請書添付参考図面の一部補正

添付書類目次の一部補正

添付書類三の一部補正

添付書類四の一部補正

添付書類五の一部補正

添付書類六の一部補正

添付書類八の一部補正

添付書類九の一部補正

添付書類十の一部補正

別紙 2 (本文) の一部補正

別紙 2 (本文) を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
-15- ～ -113-		(記載変更)	別紙 1 に変更する。

変 更 の 内 容

「ロ．原子炉施設の一般構造」を「ロ 発電用原子炉施設の一般構造」とし、記述を以下のとおり変更する。

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

6号及び7号炉

本発電用原子炉施設は、発電用原子炉、原子炉冷却系、タービン系及び各種の安全防護設備等からなる。各設備は、原子炉建屋、タービン建屋、コントロール建屋、廃棄物処理建屋等に収納するが、一部の設備は屋外に設置する。

発電用原子炉施設のうち、主要な施設である原子炉建屋及びタービン建屋は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）とする。敷地の整地面は、標高12mとする。

また、取水施設のうち原子炉補機冷却系の海水ポンプについては、標高10m高さのコンクリート躯体に囲われた海水ピットポンプ室に設置する。

本発電用原子炉施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び電気事業法等の関係法令の要求を満足するとともに、原子力規制委員会が決定した「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）及び関連する審査基準等に適合するように設計する。

(1) 耐震構造

本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、設置許可基準規則に適合するように設計する。

(i) 設計基準対象施設の耐震設計

設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用す

「ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」を「ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備」とし、記述を以下のとおり変更する。

ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備

A. 6号炉

放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記述のうち、

「(1)」を「(i)」とし、「(2)」を「(ii)」とし、「(3)」を「(iii)」とし、「(イ)」を「(1)」とし、「(ロ)」を「(2)」とし、「(ハ)」を「(3)」とする。

(2), (ii) 廃棄物の処理能力の記述のうち、「原子炉」を「発電用原子炉」とする。

(3) 固体廃棄物の廃棄設備の記述のうち、「冷却材浄化系沈降分離槽」を「冷却材浄化系沈降粉末樹脂分離槽」とし、「遮へい」を「遮蔽」とする。

B. 7号炉

6号炉に同じ。ただし、共用設備は除く。

一式

- ・衛星電話設備（可搬型）（6号及び7号炉共用）
（「緊急時対策所」と兼用）

一式

携帯型音声呼出電話設備，無線連絡設備，衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は，設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。

(viii) 復水貯蔵槽

本貯蔵槽には，通常運転中の原子炉冷却系統への補給水，高压炉心注水系，原子炉隔離時冷却系，高压代替注水系及び低压代替注水系による原子炉への注入水，燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注入水，並びに代替格納容器スプレイ冷却系及び格納容器下部注水系による原子炉格納容器への注入水を貯留する。

本貯蔵槽は，代替淡水源からの補給が可能な設計とする。

基 数 1

容 量 約 2,100m³

(ix) 圧力抑制室プール水サージタンク

柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請書（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号原子炉施設の変更）（平成22年4月19日付け，平成21・08・12原第11号をもって設置変更許可）の五，ヌ，(ロ)，(4) サプレッション・プール水サージタンクの記載内容に同じ。

(x) 使用済燃料輸送容器保管建屋（1号，2号，3号，4号，5号，6号及び7号炉共用）

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-目-1 ～ 8-14-1		(記載変更)	別紙1に変更する。

第 6.10-3 表 中央制御室（重大事故等時）（可搬型）の設備の主要機器仕様

(1) 居住性を確保するための設備

- a. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（6号及び7号炉共用）

第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。

- b. 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）（6号及び7号炉共用）

第 8.2-1 表 換気空調設備の主要機器仕様に記載する。

- c. 中央制御室待避室遮蔽（可搬型）（6号及び7号炉共用）

第 8.3-1 表 遮蔽設備の主要機器仕様に記載する。

- d. 可搬型蓄電池内蔵型照明（6号及び7号炉共用）

個 数 3（予備 1）

- e. 差圧計（6号及び7号炉共用）

個 数 2（予備 1）

- f. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計（6号及び7号炉共用）

個 数 2（予備 1）